

突然！ 総長の任期が延長される？

先月 17 日（2023 年 1 月 17 日）の東北大学教育研究評議員会で、総長任期規程改訂の案が提案されました。

現行の規定では東北大学総長は 6 年任期・再任無しです。それを「再任可」に改訂するもので、以下のように提案されています。

国立大学法人東北大学総長の任期に関する規程の改正

- ①改正内容 総長は 1 回に限り再任されることができるものとし、再任の場合の任期は 4 年とする。
- ②改正時期 令和 5 年 4 月 1 日
- ③施行時期 経営協議会、教育研究評議会、監事等学内の意見を聴取しながら引き続き検討する。

東北大学では 1957 年以降、6 年を超えて務めた総長・学長はいません。総長・学長の選出方法や関連規定は、学内の民主的運営に大きく関わるものであり、2004 年の法人化以前から、度々大きな議論となっていました。法人化後は国立大学法人法により、総長選考会議が選考し、文部科学大臣が任命する制度になっています。しかし、国立大学法人の学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」として、大学の校務・全職員に対して監督責任を有する立場であることが規定されています。大学の経営と、教育・研究・医療に責任を有し、私達教職員の使用者である学長・総長の権限は極めて大きいものです。学内の意向投票のあり方を含め、学長・総長の選考方法については、十分慎重な議論と学内合意が必要です。

(国内の多くの国立大学では、学長・総長選考のプロセスや結果が大きな問題となり、学内の執行部と教職員の相互の不信が生じています。)

東北大学職員組合は、教職員の待遇改善、働きやすい職場づくり、民主的な大学運営を求める立場から、以下の問題点を示し、学内における広い議論を提起するものであります。

- ・総長選考に関する極めて大きな制度変更である。検討期間が短か過ぎであり、拙速である。
- ・東北大学では、長年にわたり「再任なし」としてきたが、そうしてきた理由があったはずである。その理由とは何で、今回その条件がどのように解消されたのか。
- ・総長選考制度を決める総長選考・監察会議の半数を、総長の意向で任命された経営協議会学外委員が占める。自身で再任の制度を作ることは道義的に許されない。
- ・再任し継続すると 10 年任期となる。10 年という長期体制は、大学の民主的運営に対して障害となる。
- ・再任時の選考プロセスが不透明である。構成員の意思が反映されない制度となる可能性が高い。

現在、学部長や評議員が意見を今月 2 月 24 日に提出することになっています。しかし、多くの部局では、意見聴取どころか教職員に全く知らされていない状況です。

皆様におかれましては、各部局での十分な議論をお願いするとともに、取り組み等のご意見があれば、東北大学職員組合までお寄せください。宜しくお願い致します。

東北大学職員組合 <https://tohokudai-kumiai.org>
電話 022-227-8888 info@tohokudai-kumiai.org

(2023. 2. 14)